

令和6年度第2回 市民遺産会議の開催について



令和 6年 10月 4日
京丹後市教育委員会

京丹後市教育委員会では、京丹後市市民遺産制度を令和6年1月に創設し、4月1日から公募を開始しています。

本制度は、行政側から選出し指定をはかる従来の「指定等文化財制度」とは異なり、市民から地域にある大切な遺産を提案していただき認定するもので、従来の指定等文化財制度では拾いきれなかった地域の特色ある歴史文化などの把握や保存活用、さらには地域の活性化につなげることを目的としたものです。

今回、市民から申請を受けた案件について認定審議を行うため、令和6年度第2回市民遺産会議を開催します。

会 議 名： 令和6年度第2回京丹後市市民遺産会議

議 題： ・市民遺産の認定証様式について（公開）
・市民遺産の認定審議について（非公開）

開 催 日 時： 令和6年10月8日（火）午後1時30分～

開 催 場 所： 京丹後市大宮庁舎2階食堂

傍聴人の定員： 5人

非公開の理由： 率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとともに、情報を公にすることで人の財産等の保護に支障を及ぼすおそれがあるため。

傍 聴 手 続 き： 傍聴人は、当日の開会30分前から、先着順に決定いたします。ただし、会長が必要と認める場合は、くじ引きで傍聴人を決定することがあります。

市民遺産HP： <https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/kyoikuiinkai/bunkazaihogo/shiminisan/20057.html>



お問い合わせ先

京丹後市教育委員会事務局 文化財保存活用課 〔電話 0772-69-0640〕